

柏市地域高年齢者就業機会確保計画

令和2年3月3日

柏市

目 次

第1 地域高年齢者就業機会確保計画

- 1 地域高年齢者就業機会確保計画の区域 . . . 2
- 2 重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種 . . . 2
 - (1) 計画区域での重点業種の設定と理由
 - (2) 高年齢者の雇用動向と今後の見通し
 - (3) 課題
- 3 国が実施する高年齢者の雇用に資する事業（提案） . . . 6
 - (1) 事業所向け活動（事業所訪問事業等）
 - (2) 就労セミナー・イベント等の実施事業
 - (3) かしわ生涯現役ネット（ホームページによる情報提供事業）
- 4 計画期間 . . . 8
- 5 計画区域における高年齢者の雇用・就業機会の確保の目標 . . . 8
 - (1) アウトプット
 - (2) アウトカム指標
- 6 柏市が実施する（している）高年齢者の
就業の機会の確保に資する事業 . . . 10

第2 本計画の協議先となる協議会

- 1 協議会の名称及び構成員 . . . 13
 - (1) 名称
 - (2) 構成員
- 2 協議会の構成員が実施する（している）高年齢者の
就業の機会の確保に資する事業 . . . 13
- 3 協議会の活動内容 . . . 14

第1 地域高年齢者就業機会確保計画

1 地域高年齢者就業機会確保計画の区域

柏市

2 重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種

(1) 計画区域での重点業種の設定と理由

重点分野については、地域の課題解決を視野に、人手不足が確認され、かつ高年齢者の活躍が期待される分野として、2016年から実施している生涯現役促進地域連携事業（以下、「第1期事業」という。）に引き続いて、次の4つの分野を設定する。

- | | |
|---------------------|------------|
| イ) 福祉（子育て、介護、生活支援等） | ロ) 小売・サービス |
| ハ) ものづくり（農業・工業等） | ニ) 公共サービス |

イ) 福祉

子育て、介護、生活支援等の福祉分野は、柏市においても担い手不足が顕在化している分野であり、高年齢者の活躍が期待される分野であると同時に、第1期事業においても着実な実績を上げた分野でもある。特に介護や生活支援については、今後も少子高齢化の進行が見込まれる中で、担い手の確保が喫緊の課題となっている。

ロ) 小売・サービス

小売業やサービス業についても、担い手不足が顕在化している分野であるが、この分野は、第1期事業において、イの福祉分野に次いで就労実績をあげている。この分野では多業種が多数の店舗等を展開しており、勤務地、勤務時間、勤務内容等が異なる多くの選択肢（就業機会）を確保できることが期待される。

ハ) ものづくり

ここでのものづくりは、農業分野も含んでいる。農業は、柏市でも盛んな分野の一つであり、そこに関心を寄せる高年齢者は一定数いるものの、その受け皿となる就労先の確保が課題となっていたが、第1期事業において、市内で農業を展開する大規模事業所との連携体制が構築されてきており、今後、そういった企業との連携に基づく雇用の創出が期待される。

柏市の製造業については、十余二、高田、沼南、風早などの各地域に工業団地を擁し、サービス業と並ぶ基幹産業であり、求人数も膨大である。高年齢者雇用の必要性・メリットを事業者に啓発してそこで多くの高年齢者が活躍できれば、柏市の産業の活性化にも資すること

になる。

ニ) 公共サービス

行政分野などの公共サービス分野については、市役所からも繁忙期を中心に求人が出されている分野であり、そこに対する人材の供給元として、協議会がより機能していく体制を整えることによって、就業機会の確保が達成される分野である。

なお、これらの重点分野に注力しつつも、同時に広く高年齢者の就業機会拡大の可能性を追求していくこととする。地域で活躍する高年齢者を一人でも多く増やしていくことが当事業の究極の目的であり、そのためには、ありとあらゆる産業において、その可能性を追求していくことが重要である。事業を利用する一人ひとりの高年齢者が保有する経験・スキルおよび就業ニーズをきめ細かく汲み取りながら、それを活かせるような求人を開拓していくことなど、協議会において、よりきめ細やかな相談支援に取り組んでいく。

(2) 高年齢者の雇用動向と今後の見通し

求人数、求職数、有効求人倍率等のデータは、令和元年11月現在のものを松戸公共職業安定所から提供を受け、作成した。ほとんどの分野で高い求人倍率を示しており、また、第1期事業応募時と比較しても求人倍率の上昇がみられていることから、こうした分野における人手不足の状況が続くことが見込まれる。

	求人数	求職者数	うち 55	55 歳以	有効求人倍率	管内雇用者数
			歳以上	上の割合		
イ) 福祉 (子育て)	161	41	6	14.6	3.93	計上不可
イ) 福祉 (介護)	523	110	23	20.9	4.75	17、339
イ) 福祉 (生活支援)	7	1	0	0.0	7.00	計上不可
ロ) 小売・サービス	1945	854	254	29.7	2.28	24、882
ハ) ものづくり (農業)	15	27	8	29.6	0.56	106
ハ) ものづくり (工業)	529	199	50	25.1	2.66	25、431
ニ) 公共サービス	-	-	-	-	-	-

出典：松戸公共職業安定所

(3) 課題

イ) 福祉

当該分野においては、資格を必要とする求人もあるが、周辺業務の実施など、資格がなくても従事することのできる求人も多い。第1期事業においては、特に後者の部分で大きく成果を上げることができたが、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間の地域協働コースにおける事業（以下、「第2期事業」）においても、引き続き、事業者団体等の関連団体とも密接な連携を図りながら、当該分野における人材確保の一端を協議会が担っていくことが、人材不足という地域課題の解決に資するものと考えている。

生活支援分野においては、2015年度から介護総合事業の一環として市町村が行う事業として位置付けられ、柏市では要支援者対象の事業を住民が担うことができるようになっている。全日常生活圏域に十分なサービス供給体制を整えるためにも、当該分野での活躍に関心のある高齢者を、市が実施する人材養成講座（かじサポ）の受講に誘導し

ていくことが重要である。

ロ) 小売・サービス

柏市においては生産構造的に、粗付加価値額、市民所得の部門で首位を占める分野であり、特にサービス業は雇用規模が拡大傾向を示している。

ここ数年の人手不足の影響もあり、この分野でも着実に高年齢者へ雇用の門戸を開放する動きがみられていることから、そうした企業の動きと高年齢者を結び付けるための、合同説明会の開催などを検討していく。

ハ) ものづくり

農業分野は柏市では盛んな分野であるが、家族経営を母体として厳しい経営状況のもとで事業を営む農業者も多く、農業に従事したいという高年齢者のニーズに対する受け皿の確保が課題となっている。

一方、前述のとおり、第1期事業において、市内で農業を展開する大規模事業所との連携体制が構築されてきており、今後、そういった企業との連携に基づく雇用を検討していくことにより、雇用機会の確保を図っていくことを基本とする。ただし、農業全体の担い手不足は、農家の規模に関わらず課題とされていることから、農業関係者とも連携しつつ、協議会としてどのような関わり方ができるか、引き続き検討していく。

製造業等の工業分野については、体力・認知力の低下が現場での事故に即つながるため、他業界に増して高年齢者の雇用に消極的にならざるを得ない事情もあるものと考えられる。また、求職者側から見ると、力仕事があるかもしれない、休日が少なそうだ、専門の知識・技術が必須だろう、といった製造業に対する漠然とした不安や疑問、先入観が強く、敬遠される傾向も一部に確認されている。求人側、求職者側の相互の不安を解消するために、求人側には従来の高年齢者のイメージを払拭するための情報提供を行い、求職者には、製造業の本来の状況を伝えて両者の溝を埋めていくための企業啓発及びセミナー等による高年齢者の意識改革が必要である。

ニ) 公共サービス

市役所の各部署で実施している様々な事業においても、繁忙期を中心に定期的な求人募集がなされているが、協議会を通じて高年齢者を募集することが人手確保につながることを、しっかりと市内に根付かせていくことによって、雇用機会の確保を図っていく。

3 国が実施する高年齢者の雇用に資する事業（提案）

【令和2年度】

(1) 事業所向け活動（事業所訪問等事業）

ア 事業内容

第1期事業では、協議会の強みとして、高年齢者向けの求人情報を扱うことによって相談者と事業所との間で年齢によるミスマッチが生じなくなることや、協議会事務局が直接、足でかせいだ事業所情報も相談時に提供できることが、高年齢者の就労への後押しとなるが明らかになった。

こうしたメリットを引き続き活かしていくため、事業所訪問（電話等も含む。）を実施し、高年齢者向け求人の開拓を実施する。さらに、高年齢者雇用の先進事例を紹介した冊子等を活用し、事業所への働きかけを実施する。

イ 支援対象者

重点業種を中心とする市内に所在する事業所など

ウ 事業実施時期・期間

令和2年4月～令和3年3月末

エ 事業実施機関

協議会事務局が主体となる。

オ 支援対象者の誘致方法

これまでに求人情報を提供してきた事業所のみならず、協議会構

成員とも連携しながら幅広く事業所へのアプローチを行う。また、松戸公共職業安定所からも、求人を提供している事業所の情報などを収集する。

(2) 就労セミナー・イベント等の実施事業

ア 事業内容

第1期事業においては、協議会主催のセミナー等のイベントを毎月1回程度のペースで実施し、令和2年11月までに、1,429名を集めた。

第2期事業においては、第1期事業において実施したセミナー・イベントで培ったノウハウをもとに、重点分野を中心する分野別セミナー、定年退職予定者など対象をある程度特定したセミナー、企業等を召致しての合同説明会を開催するほか、必要に応じて自治会等の地縁組織とも連携して、より地域に密着した出前講座の実施などに取り組む。

また、高年齢者の就労を中心とする社会参加促進という共通の目的のもとで、協議会構成員とも共催によるイベント開催も検討していく。

なお、セミナー利用者については、セミナー等の終了後も、協議会事務局においてきめ細やかなアフターフォローを行い、就労を中心として社会参加に結び付けていく。

開催日数は、年4回を想定し、第1回のセミナーは、6月に開催する予定である。各講座とも、開催日は1日間、3時間程度、受講者数は平均50名を予定する。

イ 支援対象者

社会参加に関心を持つ高年齢者を広く対象とするが、65歳到達時に柏市から送付する介護保険に関する書類一式にチラシを同封するなど、よりターゲットとなる世代に着目したアプローチを実施する。

ウ 事業実施時期・期間

令和2年4月～令和3年3月末

エ 事業実施機関

協議会事務局を主体としつつ、協議構成員との共催による開催も検討していく。

オ 支援対象者の誘致方法

上記のほか、市のホームページや広報紙への掲載や、市内各所(市の関係施設や協議会構成員の事務所等のみならず、柏駅構内など利用者の多い場所も含む。以下同じ。)へのチラシの配架・ポスターの掲示、ポスティング、(3)のかしわ生涯現役ネットなどで周知する。

(3) かしわ生涯現役ネットの運営(ホームページによる情報提供事業)

ア 事業内容

第1期事業より実施しているかしわ生涯現役ネットにおいて、(2)の事業所訪問等から入手した求人情報を中心に情報を公開するとともに、(2)就労セミナー・イベント等の案内のほか、ボランティア、生涯学習、趣味、健康づくり等の多様な社会参加活動に関する情報提供、協議会構成員による高齢者向けのイベントの周知等を行う。

イ 支援対象者

社会参加に関心のある高齢者

ウ 事業実施時期・期間

令和2年4月～令和3年3月末

エ 事業実施機関

協議会事務局が主体となる。ホームページの運営は、現在、(株)国際情報ネットに委託しており、引き続いての委託を想定している。

オ 支援対象者の誘致方法

市のホームページや広報紙への掲載や、市内各所へのチラシの配架・ポスターの掲示などで周知する。

【令和3年度】

令和3年度は、令和2年度の事業の継続を基本としつつ、必要な改善をはかっていく。なお、(2) 就労セミナー・イベント等は、年3回を予定している。

【令和4年度】

令和4年度は、令和3年度の事業の継続を基本としつつ、必要な改善をはかっていく。なお、(2) 就労セミナー・イベント等は、年2回を予定している。

4 計画期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日

5 計画区域における高年齢者の雇用・就業の機会の確保の目標

(1) アウトプット指標（年度毎に記載）

3に掲げる各事業に対するアウトプット指標とそれに対する考え方は、以下のとおりとする。

ア 事業所への働きかけ（事業所訪問等事業）

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
求人開拓件数	200件	200件	200件

(考え方)

第1期事業における3年間の実績平均（221件/年）をもとに、第1期からの支援員の人数減少（5人→3人）も考慮して算出。なお、第1期事業においては、企業訪問回数（400回/年）をアウトプット

指標としていたが、事業所との関係構築が図られてきていることで、直接の訪問によらなくても求人を獲得できる機会も増加していることから、当該指標は指標として用いていない。

イ 就労セミナー・イベント等の実施事業

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	200名	150名	100名

(考え方)

第1期事業における3年間の各セミナー平均参加者数(50人/年)×各年度のセミナー実施予定回数をもとに算出。

ウ かしわ生涯現役ネットの運営(ホームページによる情報提供事業)

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アクセス件数	30,000件	30,000件	30,000件

(考え方)

第1期事業における3年間の実績平均(32,381件/年)をもとに算出。不特定多数に対する周知広報に関する指標ではあるが、第1期から継続して用いている指標であることや、高年齢者側からの情報へのアプローチ状況を把握する上での有用な指標であることと考えていることから、事業戦略に活用していく情報の収集という意味も込めて、指標として挙げているものである。

エ アウトカム指標(年度毎に記載)

本事業に対するアウトカム指標とそれに対する考え方は、以下のとおりとする。

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
----	-------	-------	-------

利用者満足度 (セミナー・ イベント)	90%	90%	90%
---------------------------	-----	-----	-----

(考え方)

第1期事業における指標と同様とする。当該データについては、各サービス利用者に対するアンケートまたは担当者の聞き取りによるデータの収集・把握を行う。

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
雇用・就業者 等の人数	50人 (i) 10人 (ii) 30人 (iii) 10人	50人 (i) 10人 (ii) 30人 (iii) 10人	50人 (i) 10人 (ii) 30人 (iii) 10人

- ※ (i) 週の所定労働時間が20時間以上で、雇用保険の適用対象となる雇用の数
(ii) 上記(i)以外の雇用の数、シルバー人材センターでの就業者数及び有償ボランティア数の合計数
(iii) 無償ボランティアの数

(考え方)

第1期事業における3年間の平均就業者数(57人/年)をもとに、セミナー実施回数を考慮して算出。

当該データについては、協議会構成員からの報告やサービス利用者に対する担当者の聞き取り、企業からの情報提供等により、データの収集と分析を行う。

6 柏市が実施する(している)高年齢者の就業の機会の確保に資する事業

(1) かしわ生涯現役窓口の設置(総合相談窓口事業)

ア 事業内容

高年齢者からの相談を電話ないし対面にて受け付ける常設の窓

口を、柏市文化交流複合施設「パレット柏」内に設置する。窓口は、相談者の多種多様な社会参加のニーズに総合的に応えられるよう、就労のみならず、ボランティアや趣味、生涯学習、健康づくりなどの情報も一元的に提供できる機能を担うこととし、相談者の要望に応じて、協議会構成員をはじめとする適切な関係機関につなぐ「プラットフォーム機能」も有するものとする。

当該事業については、就労のみならず市役所内関係部署や関係機関と、これまでもまして連携しながら幅広い情報収集機能を期待していることや、フレイル予防などの市の重点施策との相乗効果を図る観点から、市が自立的に予算を確保して実施するものとする。

(令和2年度予算案：3,040千円)

求人情報に関する詳細な相談など、就労に関するより深い相談があった場合については、協議会事務局につないできめ細やかに対応するなど、特に就労に関しては、市窓口担当者と協議会事務局は密接に連携することにより着実な就労への結びつきを目指していく。

また、常設の窓口のほか、市役所や人の集まるイベント等の会場等へ出張する臨時出張窓口も開設することを予定している。

イ 支援対象者

社会参加に関心のある高齢者を対象とするが、窓口が設置されている「パレット柏」を利用する高齢者にも積極的な利用を呼びかける。

ウ 事業実施時期・期間

令和2年4月～令和3年3月末

エ 事業実施機関

柏市（柏市保健福祉部福祉政策課）が主体となる。

オ 支援対象者の誘致方法

上記のほか、市のホームページや広報紙への掲載や、市内各所へのチラシの配架・ポスターの掲示、3（3）のかしわ生涯現役ネッ

トなどで周知する。

なお、本事業に対するアウトプット指標及びアウトカム指標とそれに対する考え方は、以下のとおりとする。

アウトプット指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談者数	500名	500名	500名

(考え方)

第1期事業における3年間の実績平均(544名/年)をもとに算出。
なお、数値は電話相談と対面相談の合計人数である。

アウトカム指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者満足度 (総合相談窓口)	90%	90%	90%

(考え方)

第1期事業における指標と同様とする。当該データについては、各サービス利用者に対するアンケートまたは担当者の聞き取りによるデータの収集・把握を行う。

第2 本計画の協議先となる協議会

1 協議会の名称及び構成員

(1) 協議会の名称

柏市生涯現役促進協議会

(2) 協議会の構成員

柏市、日本政策金融公庫松戸支店、柏市シルバー人材センター、柏商工会議所、柏市沼南商工会、東京大学高齢社会総合研究機構、セカン

ドライブファクトリー，柏市社会福祉協議会

2 協議会の構成員が実施する（している）高年齢者の就業の機会の確保に資する事業

(1) (公社) 柏市シルバー人材センター

○ 請負事業

地域社会から高年齢者にふさわしい仕事をセンターが請負又は委任によって引き受け、会員が臨時的、短期的に就業するシステム

○ 一般労働者派遣事業・有料職業訓練紹介事業

請負または委任になじまない仕事について、高年齢者とマッチングする事業

(2) 日本政策金融公庫松戸支店

○ シニア起業家支援資金融資事業

55歳以上の方で新たに事業をはじめる方や事業開始後概ね7年以内の方を対象に資金を融資

(3) 柏商工会議所，柏市沼南商工会

○ 創業支援事業

市内で創業・起業しようとする方の支援事業。相談窓口の設置やセミナーを開催

(4) セカンドライフファクトリー

○ 研究事業

高齢者の就労等に関わる調査、研究

○ 啓発事業

高齢者の就労等に関わる講座、セミナー等の啓発活動

○ 地域社会貢献事業

高齢者の就労等の増進に資する支援活動

(5) 柏市社会福祉協議会

○ かじサポ事業

介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業のヘルパー（家事援助のみ）等の活動を希望する高年齢者を研修、マッチングする事業

3 協議会の活動内容

別添の協議会規約のとおり

柏市生涯現役促進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、柏市生涯現役促進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を千葉県柏市柏一丁目7番1-301号に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、高年齢者雇用安定法第34条第2項第1号の計画区域において、地域の特性を生かした創意工夫のある高年齢者の雇用期間の確保に資する事業を実施し、高年齢者が当該計画区域における社会で活躍できる環境整備を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、高年齢者雇用安定法第34条第2項第3号に定める事業その他本協議会の目的を達成するため必要な事業（以下「当該事業」という。）を行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 本協議会は、第3条の目的に賛同する関係者をもって組織する。

第3章 役員

(代表)

第6条 本協議会に、1名の代表を置く。

2 代表は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

(監事)

第7条 本協議会に1名の監事を置く。

2 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、総会の招集を請求し、これを総会に報告する。

(選任等)

第8条 代表及び監事は総会において選出する。

2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会の議長は、代表が務める。

(権能)

第10条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第11条 総会は、代表が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があったとき、開催する。

(定数及び議決)

第12条 総会の議事は、出席した会員の過半数の賛成をもって決する。

2 賛成と反対が同数の場合は、議長が決するものとする。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 運営委員会

(構成)

第14条 運営委員会は、各会員の実務担当者等を委員として構成する。

2 当該事業の実施にあたり必要と認められる場合は、会員以外の者を運営委員会に召致し、意見等を求めることができる。

(機能)

第15条 運営委員会は、次の事項を行う。

- (1) 事業計画案の策定
- (2) 事業の具体的な企画・運営に係る事項
- (3) その他事業実施に必要な事項

(開催)

第16条 運営委員会は、委員が必要と認める場合に随時開催する。

第6章 財産及び会計等

(財産)

第17条 本会議の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

2 本会議の財産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。

(事業構想、事業実施計画及び予算)

第18条 本協議会の事業構想、事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、代表が作成し、総会において、出席した会員の過半数の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第19条 本協議会の事業報告及び決算は、代表が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席した会員の過半数の議決を得なければならない。

(会計年度)

第20条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(書類の保存)

第21条 当該事業に係る書類は、当該事業終了後5年間とする。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第22条 この規約は、総会において出席した会員の過半数の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第23条 本協議会は、総会において出席した会員の過半数の議決を経た場合は解散することができる。

2 解散時に本協議会において有していた事業構想書、実績報告書や各種会計書類等の文書及び当該事業の実施に係る責任並びに補償に関する事項について、本協議会の構成員となっている柏市が、当該事業終了後5年経過する間、引継ぐものとする。

(残余財産の処分)

第24条 本協議会の解散のときに有する残余財産のうち、国の事業を実施して得た財産は、原則として国へ返還するものとし、個別に協議するものとする。

2 前項の残余財産以外は、総会において、出席した会員の過半数の議決を得て、本協議会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第25条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事業統括員、事業推進者及び支援員並びに会計事務責任者(兼務可)を置く。

3 事業統括員、事業推進者及び支援員並びに会計事務責任者は、代表が任命する。

(備え付け書類)

第26条 事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

(1) 本規約

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 代表、監事及び職員の名簿

- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

第9章 補足

(委任)

第27条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、代表が別に定める

附則

この規約は、平成28年6月24日から施行する。

この規約は、令和2年1月22日から施行する。